

令和8年9月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	5	議席 番号	4	氏名	平 下 尚 己 議員	1 / 3
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
1	学校体育施設を、こどもたちのスポーツ環境を支える地域資源に			富士宮市には、小中学校という身近な場所に、体育館や運動場という貴重なスポーツ資源がある。 一方で、こどもたちのスポーツ環境を考えると、活動場所の確保は決して簡単ではない。特に、地域で活動するスポーツ少年団やクラブチームにとって、体育館などの屋内施設は限られており、利用できる場所が増えることは、こどもたちのスポーツ機会の充実に直結する。「令和8年度富士宮の教育」には、「市立小・中学校の屋外運動場及び屋内運動場を広く市民に開放し、青少年の健全育成と市民の健康づくりに活用している」とある。また、富士宮市スポーツ施設ストック適正化計画においても、学校体育施設について、「地域コミュニティの活性化」、「スポーツ振興」、「施設PR等による利用増加」を掲げている。 私は、これらの方針は大変すばらしいものだと考えている。だからこそ、今ある学校体育施設を、もっとこどもたちや市民のために活用できる仕組みを、市として一歩進めていただきたいと考え、以下伺う。 (1) 学校体育施設を「地域のスポーツ環境を支える重要な公共資源」として、今後どのような位置付けでさらに有効活用していく考えがあるのか伺う。 (2) 学校ごとの事情を尊重しながらも、学校施設を利用する際の基本的な考え方や最低限の共通ルールについて、市として整理する考えはないか伺う。 (3) 学校区を単位とした利用だけではなく、市内でこどもたちの健全育成やスポーツ振興に取り組む団体については、学校区を越えて利用できる仕組みを検討できないか伺う。 (4) 現在、学校ごとに異なる施設開放の状況について、市として一度全校の実態と課題を調査し、「開放できない理由」と「改善すれば開放可能となる条件」を整理してみてもどうか伺う。 (5) 教職員の負担軽減と学校施設の有効活用を両立するため、モデル校を設定し、新しい学校施設開放の管理方法を試行してみてもどうか伺う。 (6) 学校体育施設の空き時間を把握し、「利用したい団体」と「利用できる施設」を結びつける仕組みを市として検討してはどうか伺う。 (7) 富士宮市スポーツ施設ストック適正化計画では、学校体育施設について「施設PR等による利用増加を実現する」としている。学校体育施設の有効活用に向けた「モデル校方式」を導入する考えはないか伺う。 (8) 学校体育施設について、現在の運用を前提として考えるのではなく、「こどもたちや市民にとって、もっと活用できる学校体育施設にするにはどうすればよいか」という視点から、教育委員会、学校、地域、スポーツ団体等と課題を共有し、利用促進に向けた新たな仕組みづくりを検討できないか。そして、まずは実態調査やモデル校での試行など、具体的な一歩を踏み出す考えがあるのか伺う。		市長 副市長 教育長 関係部長

令和8年9月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	5	議席 番号	4	氏名	平 下 尚 己 議員	2 / 3
発 言 項 目		要 旨				答 弁 者
2 信号機に頼らない、横断歩行者の交通安全対策について		本市における信号機の設置・管理については、公安委員会の所管であり、市が独自に設置できるものではない。これまで本市には、過去5年間で24件の信号機設置要望が寄せられているものの、設置実績はゼロであり、今後も限られた予算や設置基準等から、大幅な増設は容易ではないと伺っている。一方で、道路法第42条では、道路管理者に対し、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」とされている。つまり、信号機を設置できないからといって、道路管理者として交通安全対策を公安委員会に委ねるだけではなく、市としてできる安全対策を考える必要があるのではないかと考える。特に、夕暮れ時、いわゆる薄暮時間帯は、歩行者や自転車が見えにくくなる一方、運転者側も視認性が変化するため、交通事故防止において重要な時間帯であり、警察庁も薄暮・夜間の交通事故防止を重点的に啓発している。また、全国の令和3年から令和7年までの5年間を見ると、自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故4,158件のうち、約7割に当たる2,843件が歩行者横断中の事故となっている。そこで、本市における横断歩行者の安全確保について伺う。 (1) 現状の予算と安全対策について伺う。 ① 道路安全施設管理費について、現在どのような施設に、どの程度の予算を配分しているのか。カーブミラー、ガードレール、区画線、道路標示、照明など、それぞれの主な予算額と、過去3年間程度の執行実績を伺う。 ② さらに、その中で、「歩行者が道路を横断する際の安全確保」を目的とした対策に、どの程度の予算が充てられているのか伺う。 (2) 「信号機がないから仕方がない」ではなく、市としてできる道路管理者としての安全対策について伺う。 ① 信号機の設置が難しい道路について、道路管理者である市として、信号機以外の安全対策をどのように位置づけているか伺う。 ② また、道路法第42条の趣旨を踏まえ、横断歩行者の安全確保を道路維持管理の重要な課題として、今後さらに取り組む考えがあるのか伺う。 (3) 交通安全対策というと、事故が発生した場所にカーブミラーを設置する、道路標示を引き直す、信号機設置を要望するといった、いわば事故や要望を受けてから対応する方法が中心になりがちである。しかし、これからは、事故が起きる前に、危険を予測して対策するという考え方も必要ではないか。そこで、過去の交通事故発生件数や交通量、道路環境などを分析し対策するデータに基づく交通安全対策の導入を提案するが当局の考えを伺う。				市長 副市長 教育長 関係部長

令和8年9月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	5	議席 番号	4	氏名	平 下 尚 己 議員	3 / 3
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
				(4) 現在、道路上には、夜間や薄暮時の視認性を高めるためのLED等を活用した道路鋲、いわゆるスマート道路安全鋲がある。この製品を導入すれば事故がなくなるというわけではないが、重要なのは、本市で実際に効果があるのかを検証することだと考える。そこで、事故多発箇所を1～2か所選定し、薄暮時間帯を中心に実証実験を行うことを提案する。そして、効果が確認できれば、他の危険箇所へ展開する、という方法を提案するが当局の考えを伺う。 (5) 交通安全は、警察だけの仕事でも、道路管理者だけの仕事でもない。警察と市が、それぞれの権限の中で役割を果たし、市民の命を守るという一つの目的に向かって連携することが重要だと考える。信号機を設置できないから仕方がないという発想から一步踏み出し、本市独自の交通安全対策を積極的に研究・実証し、効果のあるものを市内に展開していく。そのような「攻めの交通安全対策」に取り組む決意を伺う。		